

一般社団法人スマートシティ社会実装コンソーシアム会員規則

第1条（目的）

本規則は、一般社団法人スマートシティ社会実装コンソーシアム（以下「当法人」という。）定款第6条、第7条の規定に基づき、当法人の会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員の種別及び会費）

会員は、当法人の目的に賛同して活動に協力し、その活動成果を活用する意思のある個人・法人・団体とする。会員の種別は、次の各号で定めるとおりとし、それぞれの会員は種別に応じ会費を定められた期日までに納入しなければならない。

- (1) 正会員A 資本金1億円以上の事業会社 年会費90万円
- (2) 正会員B 資本金1億円以上の事業会社 年会費80万円
- (3) 正会員C 資本金1億円未満の事業会社 年会費20万円
- (4) 賛助会員 地方自治体、学術機関、中央省庁、研究機関、非営利法人等
年会費無償

第3条（入会）

当法人の正会員又は賛助会員となるには、所定の入会申込書を記載の上、当法人に提出する。当法人事務局が当該入会申込書を受領後、当法人の代表理事において別に定める基準と方法により可否を決定し、これを申し込みしたものに通知する。

会員は連絡窓口（以下「会員窓口」という。）を1名定め、当法人に届け出なければならない。

第4条（入会審査）

入会申込みに際し、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当法人は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会

運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合
(4) その他当法人が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第5条（会費の納入）

1. 正会員は、当法人定款第7条及び第39条に規定する事業年度ごとに会費を納入しなければならない。
2. 会費は、指定の日までに、年会費全額を一括して指定の銀行口座に振り込むものとする。
かかる振込の手数料その他会費納入に関わる費用は、振込を行う正会員の負担とする。
3. 当法人の事業年度途中の入会に係る会費であっても、入会翌月末日までに年額を納入するものとする。
なお、会員としての期間は、入会審査にて承認された日から、翌年同日の前日迄とする。
なお、会員としての期間の最終日から1か月以上前までに退会の申告がなかった場合は自動継続となる。

第6条（会費の滞納）

当法人は、会員がその会費の全額を納入しない場合、書面、または電磁的方法、その他の方法により当該会員に対して督促を行う。

第7条（退会）

正会員及び賛助会員はいつでも当法人を退会することができる。ただし、退会日の1か月以上前に当法人に対して、予め退会の申告をしなければならない。なお、既に納入された会費については返還しないものとする。

第8条（正会員及び賛助会員の資格の継続）

正会員及び賛助会員の資格は、当法人定款第39条に規定する事業年度の終了の日の1か月以上前に、退会の届出がない場合は、翌事業年度についても継続するものとする。

第9条（正会員の資格喪失）

正会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当法人の定款、会員規則に違反したとき
- (2) 死亡又は解散したとき

- (3) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をした場合等で、理事会により除名の決議があったとき
- (4) 第5条の支払義務を3か月以上履行しなかったとき。
- (5) 入会後に、第4条(3)に定める反社会的勢力であることが判明したとき。
- (6) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条（賛助会員の資格喪失）

賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当法人の定款、会員規則に違反したとき。
- (2) 死亡又は解散したとき
- (3) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をした場合で、理事会により除名の決議があったとき
- (4) 入会後に、第4条(3)に定める反社会的勢力であることが判明したとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第11条（会員資格の譲渡）

会員は、当法人の会員資格を第三者に貸与・譲渡・売買することはできない。

第12条（会員情報の取り扱い）

当法人に対して提供された会員の個人情報、別途定める個人情報保護規程に従って取り扱う。

- 2 会員は、当法人が広報目的でホームページおよび広報資料に名称（団体の場合は社名・団体名、個人の場合は氏名）を掲載することを了承する。掲載を希望しない場合は速やかに事務局へその旨を通知するものとする。

第13条（秘密保持義務）

会員は、当法人において知り得た他の会員の活動内容または他の会員に関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他の会員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 退会後についても、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。

第14条（禁止事項）

1. 会員は、当法人の活動において、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 他の会員、第三者及び当法人に不利益や損害を与える行為、財産及びプライバシー等の権利利益を侵害する行為、または、それらのおそれのある行為。
 - (2) 当法人または他の会員との間で「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独占禁止法」という。)に違反する情報交換、議論、そのほかこれらに準じる違法な行為またはそのおそれのある行為。
 - (3) 独占禁止法令をはじめ、政治資金規正法、国家公務員倫理法・規程および地方公共団体等における関連諸規制、刑法およびあっせん利得処罰法等を含む、関連法規制に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
2. 会員は、当法人に関して各自が個別に活動する場合においてもその活動の範囲を十分に配慮するとともに、前項に十分留意する。

第15条（本規則の変更）

- 1 当法人は、その理由を問わず本規則をいつでも任意に変更することができるものとし、会員はこれに同意する。
- 2 当法人が別途定める場合を除き、本規則の変更は、当法人の Web サイトに掲載する方法によって会員へ通知する。なお、会員は自らの責任において定期的にこれらの確認を行う。
- 3 本規則の変更は、前項の通知の時点より効力を生じるものとする。
- 4 本規則変更について Web サイトに掲載した日から 1 か月以内に退会の申し出がない場合は、会員としての継続意思があるものとみなし、本規則の変更に対する同意があったものとする。

附則

- 1 本規則は、本規則が成立した日から施行する。
2. 本規程改正は理事会で行う。

2022年5月16日 制定

2022年9月8日 改訂